

ハロートレーニングに対する民間教育訓練実施機関からのご意見・ご要望に対する回答（令和6年4月1日から令和6年9月30日まで）

・件数 10件

※件数は、送信フォームに送付された件数であり、1つの送信フォームで複数のご意見・ご要望について記載があったものは、1件とカウントしております。

※上記の件数から、民間教育訓練実施機関からのハロートレーニングの運営や事務手続等以外のご意見・ご要望は除いております。

・お寄せいただいたご意見・ご要望のうち、同内容のものは集約して取りまとめております。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
1	求職者支援訓練	求職者支援訓練における認定職業訓練実施基本奨励金の単価を上げてほしい。	令和7年度予算案において、求職者支援訓練の認定職業訓練実施基本奨励金の単価について1人当たり月3,000円の引き上げを盛り込んでおります。
2	受講あっせん関係	受講あっせん時、「専門援助部門」として申し込まれる訓練受講生を訓練校へ情報共有してほしい。	「専門援助部門」による支援を受けている方を含め、訓練受講生の個人情報、プライバシー保護の観点から、受講生本人の同意を得た場合のみお伝えさせていただいております。受講生が安心してハローワークで相談することができるためにも必要な措置ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。
3	訓練共通	訓練における開講有無の判断にあたって、講師や企業実習先の確保等が負担となるため、募集期間を見直してほしい。	求職者の利便性を高め、公的職業訓練の活用をより一層進める観点から、応募・受講しやすい訓練が実施されるよう、地域事情等を踏まえながら関係機関との間で調整しております。 また、具体的な募集期間の設定方法に関しましては、求職者支援訓練の場合、各都道府県に所在する機構支部、都道府県の実施する訓練の場合、各都道府県に御相談いただきますようお願いいたします。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
4	受講あっせん関係	訓練校へ提供されている受講指示の受講者に対して発行する受講届及び通所届がPDF形式だが、Excel形式で提供してほしい。	Excel版を作成し提供させていただく方向で検討いたします。
5	求職者支援訓練	就職状況報告書の未就職、未回収の場合における取扱いについて、付加奨励金の支給額が減額され不利益が生じることから見直してほしい。	求職者支援訓練は特定求職者の就職の促進を目的とする制度であり、適正な訓練を実施する観点から、認定基準として就職率や就職状況報告書の回収率が設けられているところです。 なお、回収困難である受講生の就職状況報告書については、令和5年度より、回収困難となった経緯に係る個別報告書の添付があり、かつ、回収率が80%を超えるときは、ハローワークに提出された就職状況報告書により雇用保険適用就職等を確認できた場合に、当該受講生を付加奨励金の就職者に含める取扱いとする見直しを行っております。
6	訓練共通	訓練実施機関に寄せられるアンケートの評価、苦情等について、訓練実施機関側の意見を踏まえたうえ、適切に評価してほしい。	求職者支援訓練の場合、必要に応じて訓練実施機関及び受講者に対して実態を調査する等の事実確認を行い、判断をしております。都道府県の実施する訓練の場合、いただいたご意見については、都道府県に情報提供させていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。
7	訓練共通	訓練受講者を十分に確保できるよう、ハローワーク内の周知・広報に取り組んでほしい。	引き続き、ハローワークにおける制度の周知に努めます。 また、都道府県の実施する委託訓練については、訓練受講者を十分に確保できるよう、開講時期の柔軟化等、応募や受講を容易にするための対応の検討を都道府県に依頼しております。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
8	求職者支援訓練	求職者支援訓練における制度及び業務手続きが複雑かつ膨大であるため、簡素化を検討してほしい。	求職者支援訓練の適正な運用を確保するために必要な事務をお願いしておりますが、手続きの簡素化については不断に検討してまいります。
9	求職者支援訓練	求職者支援訓練の実施機関中における実施状況確認（事前連絡の無い場合を含む。）は、訓練実施機関とJEEDの両者合意のうえ、実施してほしい。	訓練の認定、訓練実施にかかる指導・助言、実施状況の確認については、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構が実施しております。そのため、日程調整に関するご意見につきましては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に伝達させていただきます。 また、事前に通知を行うことのない実施状況調査については、不正受給や不適切な事務の未然防止及び早期発見を目的に行っているものであり、求職者支援訓練の適正な運用を確保するために必要な調査であるため、ご理解いただきますようお願いいたします。
10	受講あっせん関係	ハローワーク窓口での対応が担当者毎に異なるため、適切な受講あっせんに努めてほしい。	ご意見を真摯に受け止め、ハローワーク窓口における訓練あっせん前の丁寧な制度説明や適切な受講あっせんに努めてまいります。

番号	ご意見・ご要望の対象訓練	ご意見・ご要望の要旨	回答
11	求職者支援訓練	県内の訓練実施機関が認定されない状況にあるため、令和7年度からは、「eラーニングコース」の廃止、継続するのであれば、受講要件を「訓練を実施する都道府県の受講者に限る」ことを追記したうえ、募集してほしい。	eラーニングコースは、育児や就業等の事情により決まった日時に訓練を受講することが難しい方、居住地域に訓練機関がない事により訓練の受講が困難な方など、訓練受講に配慮が必要な方を対象に設けられたものです。受講者の多様な訓練機会の確保の観点からも、受講される方のお住まいの地域を制限することは困難であることをご理解いただきますようお願いいたします。